

(概要版)

# 土肥温泉事業運営実施方針

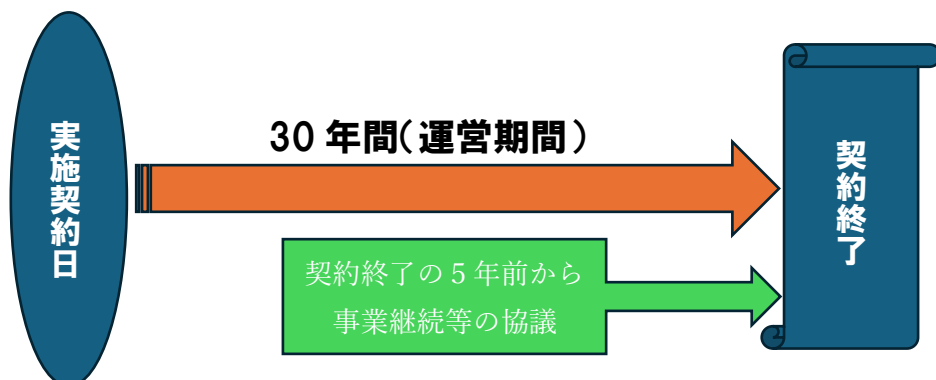
## ● 目 的

伊豆市土肥温泉事業は、土肥・小土肥・八木沢地区の温泉供給を行う事業として、伊豆市が運営を行ってきたもので、地域にとって「血液」ともいえる土肥温泉の安定的かつ持続的な運営と地域の活性化に寄与することを目的とする。

## ● 基本方針

伊豆市土肥温泉事業は、①温泉の安定供給、②温泉経営の安定化、③温泉を通じたひとづくり・まちづくりの3つの方針に沿って、事業運営を行う。

## ● 契約期間



PFI 法に基づく公共施設等運営権（コンセッション方式）により契約を締結する。

## ● 民間事業者の選定等

### 基本的な考え方

土肥地域に密着し温泉事業と関わりがある**土肥温泉旅館組合が中心となった地域の温泉関連事業者が設立する特別目的会社**との契約を検討する。

なお、現在の財務状況、温泉運営及び今後の事業計画並び収支計画等の提出を求め、運営権設定にあたって評価を行い、契約締結を決定する。

## (概要版)

### ● 利用料金

民間事業者は、土肥温泉の利用に係る、利用料金（金額、徴収方法等）に関する利用規則を策定する。

利用料金の額等は、あらかじめ、市の同意を得るものとする。

### ● 業務内容

民間事業者は、土肥温泉の運営および維持管理・保全に関する業務を包括的に受託・実施することで、民間活力、ノウハウ、技術を活用し、効果的で効率的な運営を実現する。

ア 運営

a 温泉給湯業務

b 温泉経營業務

c 温泉活用業務

イ 維持管理・保全業務

a 温泉施設保守管理業務

b 温泉設備保守管理業務

c 敷地等保守管理業務

d 修繕工事業務

土肥温泉を地域資源として活用し、新たな価値・事業を創出し、地域活性化に資する取り組みも行う。

### ● モニタリング等

市は、民間事業者の実施する業務内容の確認及び民間事業者の財務状況の把握等を目的に、モニタリングを行う。

### ● 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、実施契約を解除又は終了するものとする。この場合、民間事業者は、実施契約の定めるところにより、市又は市の指定する第三者に対する業務の引継ぎが完了するまでの間、自らの責任と費用負担で本事業を継続するものとする。

※ 実施方針は、公表後に変更することがあります。その場合はホームページで公表を行います。